

公共放送の在り方に関する検討分科会「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ(案)」  
に対する意見

章	項目	意見
第3章 受信料の適正負担	1. 繰越剰余金の受信料への還元	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKの受信料水準が総括原価方式による収支相償の考え方により算定されていることを踏まえれば、必要最小限の留保分を超える剰余金は、受信契約者に還元されるべきものです。本案が「一定水準を超える剰余金については、還元目的の『積立金』の勘定科目に計上し、次の中期経営計画の期間において受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適当」としたことには一定の合理性があると考えます。</li> <li>● ただし、NHKが予算消化を目的とした不必要な支出により繰越剰余金を不当に減額したり、繰越剰余金の「積立金」への振り分けを恣意的に行ったりすることがあってはなりません。NHKには、会計上の明確な基準を示すとともに、内部のチェック機能を強化し、透明性のある事業運営を行うことを求めます。また、NHKの予算および決算に関して、国会と政府がこれまで以上に十分なチェック機能を果たしていただくよう要望します。</li> <li>● 当連盟はこれまで、NHKの業務・受信料・ガバナンスを一体的に改革していくべきだとする“三位一体改革”に賛意を示してきましたが、NHKから改革の全体像が示されておらず、特に、受信料体系・水準の見直しは、いまだ手つかずと言わざるを得ません。</li> <li>● 公共放送に対する国民・視聴者の信頼や納得感を向上させるためには、公共放送が担うべき業務範囲を明確化し、それを担うに足る公平で効率的な受信料の体系・水準を検討し、具体策を講じることが急務です。NHKは、上記の「積立金」の制度化を待ち、次の中期経営計画（2021～2023年度）の期間までその実施を先送りするべきではありません。可及的速やかに受信料体系・水準の見直しを行うことを求めます。</li> </ul>
	2. 中間持株会社制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟は、NHKに対して、グループ全体のガバナンスを向上させ、国民・視聴者の目線に立ったコスト意識の徹底、公共放送の使命に照らした業務の精査、民間といたずらに競合しない節度をもった事業運営が行われることを求めています。特に、NHKの子会社等が、地方自治体が主催するイベントの企画・運営をはじめ、民間事業者が収支を勘案しながら公正に競争している分野に進出することは抑制的であるべきです。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間持株会社の設置によって、上記の効果が実現するのであれば、その導入には一定の合理性があると考えます。NHKには、導入により期待される効果に加え、組織の階層が増えることによるガバナンスや透明性への影響、コストの増加などの懸念に関して、国民・視聴者に丁寧に説明いただくことを求めます。</li> <li>● 仮に導入された場合であっても、期待される効果が生じていないのであれば、改廃を検討することは当然です。その観点から、本案の「中間持株会社制への移行後、当初NHKが見込んでいた効果が発揮されているか検証を行い、その検証結果を踏まえて、中間持株会社の廃止も含めた必要な措置を講ずることを明らかにしておくことが必要である」との指摘は妥当です。</li> </ul>
<p>第4章 受信料の公平負担</p>	<p>一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受信料の公平負担の徹底と営業経費の削減がNHKにとって重要な課題であることは理解しますが、課題の解決にあたっては、国民・視聴者に新たな義務や負担を課するというアプローチではなく、受信料体系・水準の見直しや不適切な訪問営業活動の是正を含めて、業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革を進め、公共放送に対する国民・視聴者の信頼や納得感を向上させるアプローチをまず検討すべきです。</li> <li>● その観点から、「受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定」および「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」について適当ではないとしたことに賛同します。</li> <li>● 民事上の担保措置として割増金を導入する場合は、対象者の範囲を含めて精緻な制度設計を行ったうえ、国民・視聴者の十分な理解を得なければ、国民生活に大きな混乱をきたしかねません。</li> <li>● 本案の「ワンセグ機能付き携帯電話やチューナー付きのカーナビなどについては、十分な配慮が必要」との指摘はもっともです。テレビ視聴を主目的としない機器のみの所有を理由として割増金を課すことは、一般的な社会通念から乖離し、国民・視聴者の理解を得られないと考えます。</li> <li>● 単身赴任、子供の一人暮らし、二地点居住といった生活スタイルの多様化などにより、同一の生計の家族が離れて暮らすケースや、複数の住居を有するケースも少なくありません。その場合、第一の自宅以外の住居のテレビ受信機の契約締結を怠ったことを理由として割増金を課すことについても、国民・視聴者の理解を得られないと考えます。</li> <li>● 11月20日に開催された「公共放送の在り方に関する検討分科会」第12回会合で、多賀谷分科会長から「民事上の担保措置としての割増金を場合によっては免除する点について法律に明記すべき」「何が受信設備に当たるかはNHKの裁量で決めるのではなく、放送法や政令で明示することが必要」との発言がありましたが、当連盟としても、この</li> </ul>

		<p>発言に賛同します。国民・視聴者の理解や予見可能性を高める観点から、割増金の対象範囲はNHKが決めるのではなく、法令で具体的に明示いただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問営業活動については、消費生活センター等に多くの苦情・相談が継続的に寄せられていることを踏まえれば、NHKの自律的な取り組みに委ねたままでは是正は困難と言わざるを得ません。そのため、「行政において注視することが重要である」と明記し、行政が責任を持って対処する姿勢を示したことは適切です。そのうえで、行政においては、注視にとどまらず、実効性のある仕組みを速やかに構築し、悪質な事例が確実に是正されるよう取り組んでいただくことを要望します。</li> </ul>
第5章 NHKと民間放送事業者との連携	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKと民放による放送の二元体制を維持・発展させ、放送における豊かな言論空間を形成することは、国民・視聴者全体の利益に資するものと考えます。その観点から、本案が「国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、ネットワークの維持・管理等に関する民放との協力義務を導入し、二元体制の下でNHKと民間放送事業者における連携を促進することが適当」と明記したことはきわめて意義深い提言であると評価します。</li> </ul>
第6章 その他	1. インターネット活用業務の位置付けと受信料の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「受信料を担う者を受信設備設置者とし、インターネット配信等は目的達成業務（任意業務）とする現行制度は、現段階では多くの国民・視聴者は公共放送をテレビで視聴しているという実態と整合的なものと考えられる」との指摘は妥当です。</li> <li>● NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人です。仮にインターネット活用業務のみの利用者から何らかの対価を徴収することは、NHKの法的な位置づけや、放送の受信設備に紐づく現在の受信料制度を抜本的に見直すことにはほかなりません。その場合は、視聴実態との整合性の観点だけでなく、国民・視聴者の意見に幅広く耳を傾けて社会全体を俯瞰した多角的な観点から議論が行われるべきです。</li> </ul>
第7章 今後の進め方	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案の「衛星付加受信料の見直しは、受信料の在り方のみならずNHKの業務の在り方の両面にわたり、根幹をなす論点」と指摘は、当連盟の認識と合致します。NHKには、衛星放送の位置づけおよび衛星付加受信料のあり方について可及的速やかに検討を行い、結論を示すことを求めます。国においても、受動受信問題の解消は早期に図るべきであり、NHKの検討を待たずに見直しの検討に着手することが必要であると考えます。</li> <li>● 「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第1次提言は、「インターネット時代におけるNHKの在り方」について「業務の在り方」「受信料の在り方」「経営の在り方」は</li> </ul>

		<p>一体的に改革されるべきだとの考え方を示しました。当連盟は、このいわゆる「三位一体改革」の考え方に一貫して賛意を表してきました。メディア環境が加速度的に変化していくなかで、NHK改革の継続は不可避であると考えます。総務省におかれては、引き続きオープンな議論の場を設置し、国民・視聴者および当連盟をはじめとする関係者の意見を十分汲み上げていただくようお願いします。</p>
--	--	---